

浜松市こども計画(抜粋)

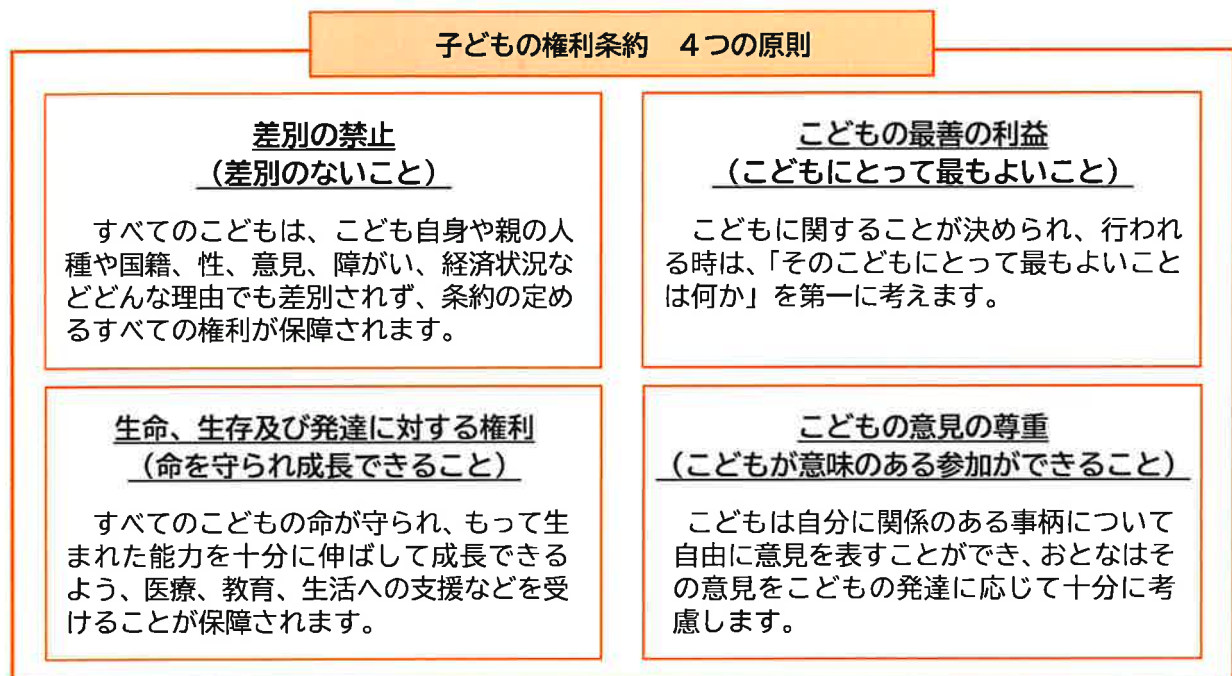
第1章 計画策定にあたって

5 こどもの権利

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、世界中全てのこどもたちが持つ人権（権利）を定めた条約です。この条約は平成元（1989）年11月20日に国連総会で採択され、日本を含めた世界196の国・地域が締約しています。

こども基本法は、子どもの権利条約の4原則「差別の禁止」「こどもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「こどもの意見の尊重」の趣旨を踏まえ、基本理念が規定されています。

→ 本計画においても、子どもの権利条約及びこども基本法の考え方にに基づき施策を推進します。



出典：（公財）日本ユニセフ協会「子どもの権利条約」ウェブサイト

6 SDGsとの関連

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17のゴール・169のターゲットが定められました。

本市においては、平成30（2018）年6月に「SDGs未来都市」に認定され、SDGsの達成に向けた取組を進めています。本計画においても、「誰一人取り残さない」社会の実現のため、SDGsの視点をもって各種施策を推進していきます。



2 子どもの人権（子どもの権利条約、こども基本法、しずおかこども幸せプラン）

子どもの人権に関する重要な法令や施策を紹介します。まず、「子どもの権利条約」は、国際的な視点から子どもの権利を保障し、尊重することを求めています。また、「こども基本法」は、子どもがもつ権利を明確にし、健全な成長と発達を支援するための基本的な枠組です。

◆「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」（平成元年11月国連採択、平成6年4月日本批准）

「児童の権利に関する条約」は、「子どもの権利条約」とも呼ばれ、世界中すべての子どもたちがもつ人権（権利）を定めた条約です。児童生徒の基本的な人権に十分に配慮し、一人一人を大切にしたい教育が行われることが求められます。



文科省 HP
児童の権利に関する条約

4つの 原則

- 1 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
- 2 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
- 3 子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）
- 4 差別の禁止（差別のないこと）

◆「こども基本法」（令和5年4月施行）

すべてのこどもが幸せな生活を送ることができる社会をめざして、国や都道府県、市区町村など社会全体でこどもに関する取組「こども施策」を進めるためにつくられました。「こども基本法」では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」としています。



こども家庭庁 HP
こども基本法

こども施策 6つの基本理念

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

「しずおかこども幸せプラン」を策定 こども施策を一元的に推進します！（令和7～11年度）

静岡県では、子ども施策として、新たに「しずおかこども幸せプラン」を策定しました。本計画は、「こども基本法」「こども大綱」の趣旨に則り、すべてのこども・若者を個人として尊重し、最善の利益を図る考え方を大切にしています。また、「ふじのくに若い翼プラン」と「ふじさんっこ応援プラン」の考え方を継承し、両プランの施策を一元的に推進していくことで、こども・若者を、ライフステージを通じて切れ目なく支援していきます。

注：表記について／条約や法律等により、リーフレット上の表記が異なります。（「子ども、こども」「全て、すべて」等）

基本理念

描く夢や未来の実現

主体性

物事を自分事としてとらえ、
目前の課題の解決や、描く未来の実現に向けて
粘り強く取り組む

多様性・包摂性

一人一人の自分らしさを認め、
互いを尊重しあいながら、
誰もが活躍できる環境を実現していく

信頼・協働

それぞれの立場の人が、人や組織に信頼を置き、
協働したり、相互に作用したりして、
よりよい関係性を構築していく

目指すこどもの姿

自分らしさを大切にすることも

他者と協働し、主体的に行動できることも

自己調整しながら、粘り強く取り組むことも



目指す教職員の姿

こどもの自分らしさを受け止める教職員

愛情と情熱、規範意識を持続ける教職員

専門性と指導力を磨き続ける教職員

方針Ⅰ 自分や浜松の未来を創る人づくり

政策1 未来の創り手に 求められる力の育成

- ① 確かな学力の育成
- ② 豊かな心の育成
- ③ 健やかな心身の育成
- ④ グローカル人材の育成
- ⑤ 情報活用能力の育成
- ⑥ 持続可能な社会・地域の形成に
参画する態度の育成
- ⑦ 育ちや学びをつなぐ教育の推進

政策2 多様なニーズに対応した 学びや支援の充実

- ① 多様なニーズに対応したこども・保護者
への支援
- ② 特別な支援を必要とするこどもの学び
や支援の充実
- ③ 不登校児童生徒の学びや支援の充実
- ④ 外国につながるこどもの学びや支援の充実
- ⑤ 多様な才能・個性を伸ばす機会の提供

方針Ⅱ 安全・安心で魅力ある環境づくり

政策3 「はまつの先生」の 魅力と資質能力の向上

- ① 志ある優れた教職員の確保
- ② 専門性を有する質の高い教職員の
育成
- ③ 多様な支援スタッフの配置
- ④ 教職員がいいきと働ける環境の
整備

政策4 安全・安心に学べる より良い教育環境の整備

- ① 新しい時代の学びを実現する学校
施設等の整備
- ② 学校安全の推進
- ③ 中山間地域等における教育環境
の向上
- ④ 学びの機会確保に向けた支援
- ⑤ いじめの問題への対応

方針Ⅲ こどもの学びや 育ちを支える連携・協働

政策5 多様な人材・主体との 連携・協働

- ① コミュニティ・スクールと地域学校
協働活動の一体的推進
- ② 魅力ある地域人材や団体等との
連携
- ③ 家庭教育支援の推進
- ④ 放課後の居場所づくり

教育DXの推進

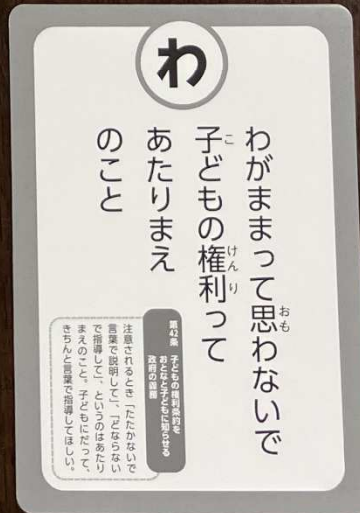
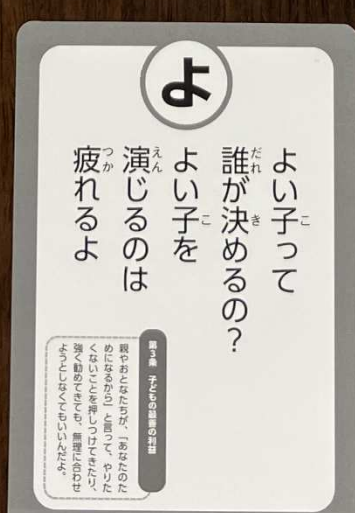
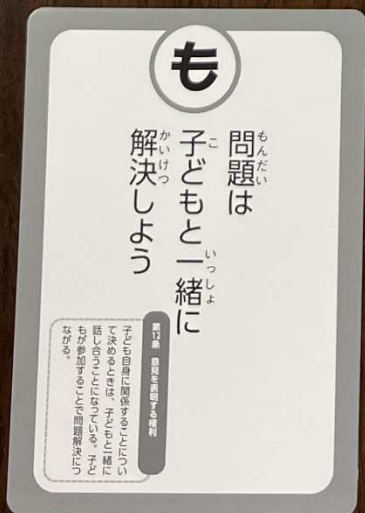
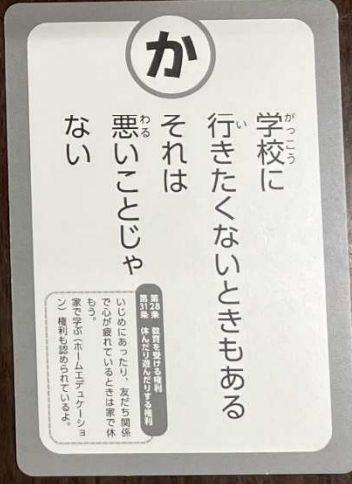
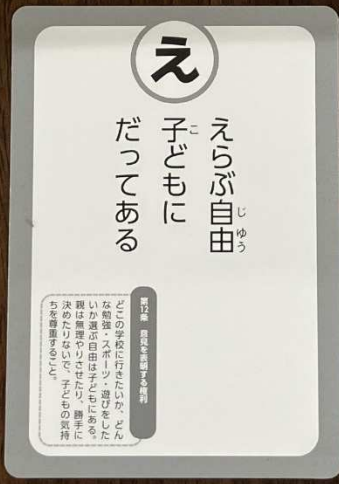
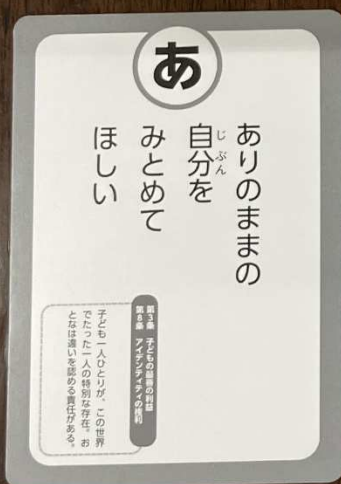
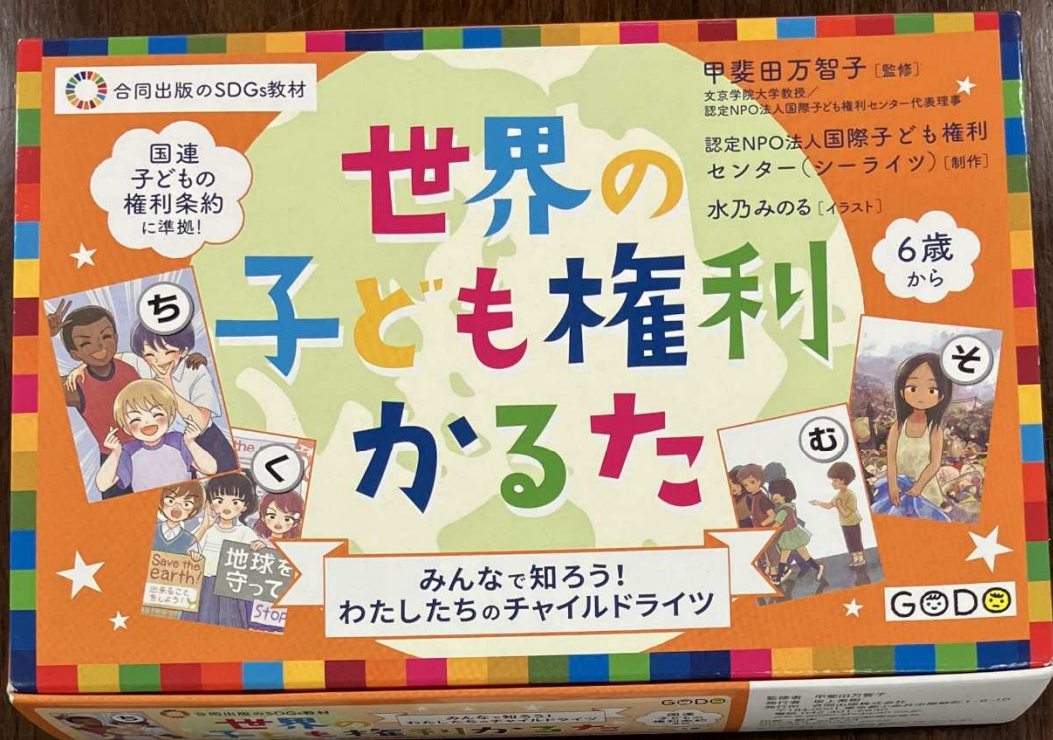
教育データの利活用

監修 甲斐田万智子

発行者 坂上美樹

制作 認定NPO法人国際子ども権利センター

発行所 合同出版株式会社



「おもしろいなんでもやねん」「考えさせられたなんでもやねん」「印象的ななんでもやねん」

なんでも泣いたら あんかんねん。	先生なのに守れて いない。	先生だけが 許される。	廊下を走るなど 注意した先生が 走っていた。	音楽の授業でひとり ずつ前に出て歌わせ られて歌が嫌いにな った。	少数派の意見はあ まり反映されない。
授業で課題が終 わったあと、好きな ことをしてはいけな いのはなんでもやねん	自分の環境を隠し てるのに友達のいる ところで、家のことを 聞いてくる。	授業で彫刻刀を使 い、少し怪我をした ら先生から「成績が 下がる」と言われ、 実際に下がった。	同じことをしても 怒られること怒ら れない子がいる。	おとなはいいのに子 どもはあかんことがあ る。	遊びを途中で止め させられる。
けんただけ握手をし てくれない。	家でも学校でも、 友だちにもうるさい といわれる。	コロナで自由に外に 出られない。 コロナで友達に会え ない。	心配してるふりし て上から話してく る。	なんでもやねん！ 	
おとなはこぼしても 怒られないけれど、 こどもが飲み物など こぼしたら怒られる。	美容室で金髪にし てもらい気に入って 街を歩いていたのに 人から避けられた。	化粧の練習をしてい たら不良と言われた。	アルバイトをはじ めたらお小遣い はいらないねと 親に言われた。	どこかに行くときに 「早く準備して」って 言われるけど、親の 方が準備が遅い。	ゲームの時間を勝 手に決める！！なん でもやねん！
なんでもや ねん！	ウチはウチ、ヨソはヨ ソと言うくせに成績 などは比較する。	おとなは夜にお菓子 食べるのに子どもは あかんのなんでもやね ん。	どうしてこの世に お金があるの。	鼻くそほっていたら、 おこられた。	わたしは母ちゃんに 話を聞いてもらう権 利がある！だから 今は話を聞いて！！

「なんでやねん! すごろく」で 子どもたちがつかった

遊ぼう 学ぼう 子どもの権利

2025年

2/22±

10:00~11:00

会場 ▶ ∞KON ROOM

〒584-0073 富田林市寺池台一丁目9-70

対象 ▶ 小学生・中学生

/ 18名まで(先着順)

内容 ▶ ゲームを使って

子どもの権利を楽しく学ぶ

**参加費無料**

会場MAP

お菓子やカレー食堂の
無料チケットもあるよ

QRコードから申し込んでください



(大阪大谷大学地域連携センター)

問い合わせ先

0721-24-0452

または

okajimk@osaka-ohtani.ac.jp

主催：大阪大谷大学人間社会学科 岡島克樹研究室

後援：チャイルドラインとんだばやし / わっく金剛 / 富田林市人権協議会

※「なんでやねん! すごろく」は、
子どもの権利条約関西ネットワークが
開発したゲームで、こども家庭庁の
調査報告書でも言及されているものです。

※本事業はKLLP(富田林市・UR都市機構と近隣大学との連携事業)の一環として、一般財団法人教育振興財団の助成を受けて行います。

子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)

子どもが一人の人間として大切にされ成長するために必要なことを「子どもの権利」といい、すべての子どもが同じようにこの権利を持っています。

1989年に国際連合の総会で、「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」が採択され、日本も1994年にこの条約を批准しました。

子どもの権利について考えるときは、この4つの原則をあわせて考えることが大切です。

1. 命を守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



2. 子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。

3. 意見を表明し参加できること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



4. 差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



1 事業の目的

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。

2 事業の概要

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母と子等を支援するため、下記の業務を行う。

- 利用者の状態に応じた支援計画の策定
 - 妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等の相談支援
 - 入居または通いによる居場所や食事の提供等の生活支援
 - 児童相談所や市町村（こども家庭センター含む）、児童福祉施設、医療機関等の関係機関との連携
 - 医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等の同行支援
- ⇒ 現行の産前・産後母子支援事業は、本事業創設に伴い廃止する。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】

ア 基本分		1 か所当たり	30,250千円	イ 入居機能加算	
・ 支援コーディネーター	1人			・ 宿直手当加算	1 か所当たり 1,606千円
・ 保健師、助産師、看護師	1人			・ 居室稼働加算	
・ 母子支援員	1人			居室稼働450人日～900人日の場合	1 か所当たり 6,205千円
・ 個別ケース会議開催経費				居室稼働901人日以上の場合	1 か所当たり 12,278千円
・ 医療機関連携費用				・ 居室確保加算	1 か所当たり 10,000千円
・ 生活支援費				ウ 休日相談対応体制加算	1 か所当たり 1,300千円
・ デイケア対応費				エ 心理療法連携支援加算	1 か所当たり 887千円
				オ 法律相談連携支援加算	1 か所当たり 887千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市・福祉事務所設置町村：1／4

ファーストミッションボックスの事例

2024年10月
天竜中学校避難所開設訓練より

(撮影 鈴木真人)

